

再 評 価 調 書 (案)

I 事業概要					
事業名	道路事業				
地区名	一般県道蒲郡碧南線 <small>がまごおりへきなん</small> (江原細池工区) <small>えわらほそいけ</small>				
事業箇所	西尾市江原町 <small>えわらちよう</small> ～西尾市細池町 <small>ほそいけちよう</small>				
事業のあらまし	<p>一般県道蒲郡碧南線は、愛知県蒲郡市から碧南市に至る延長約29kmの路線であり、名豊道路西尾東ICと重要港湾衣浦港を結ぶ(都)衣浦岡崎線の一部を形成する重要な路線である。また、第2次緊急輸送道路として位置づけられ、防災上重要な路線でもある。</p> <p>当該事業区間の周辺では、自動車産業を支える工場が多く集積するなど物流や人の交流が盛んな地域であるが、慢性的に渋滞しており、物流や人の交流などの点で地域の課題となっている。</p> <p>このため、「陸・海・空一体の国際競争力の強化」「地域の活性化」「地震・津波対策の推進」を主な目的として、地域における交通の円滑化を図るとともに、地域高規格道路等へのアクセス性の向上や大規模災害時等に円滑な救援・復旧活動を図るため、一般県道蒲郡碧南線(江原細池工区)の現道拡幅整備を行うものである。</p>				
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>①陸・海・空一体の国際競争力の強化(主要物流拠点・生産拠点へのアクセス道路の混雑緩和)</p> <p>②地域の活性化(地域の主要渋滞箇所等の渋滞緩和)</p> <p>③地震・津波対策の推進(緊急輸送道路ネットワークの強化)</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事前評価時 (2018年度)	再評価時 (2022年度)	変動要因の分析	
	事業期間	2019～2026年度	2019～2026年度	<p>・事業着手後に実施した詳細設計において、現場状況を詳細に調査し、施工工法を検討したところ、橋梁桁下空間の制限を考慮し、杭鉄筋等において特殊工法を採用することとなった。また、それに伴い施工日数が増加したため、仮設工法を変更した。</p> <p>(+21.7億円)</p> <p>・設計基準の改訂に伴い、上下部工の構造を変更した。</p> <p>(+2.7億円)</p> <p>・事業着手後に実施した詳細設計(仮設工法検討)において、埋設管への影響を踏まえ、下部工補強、上部工架設に係る仮棧橋撤去工法を見直した。</p> <p>(+1.6億円)</p>	
	事業費(億円)	27.0	53.0		
	経費内訳	工事費	25.1		51.1
		用補費	0.0		0.0
		その他	1.9		1.9
事業内容	4車線化 延長: 3.3km 幅員: 23.0m	4車線化 延長: 3.3km 幅員: 23.0m			

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率	
	計画 【①】	実績 【②】	達成率(%) 【②÷①】	計画 【③】	達成率(%) 【②÷③】
延長(km)	3.3	1.2	36.4	3.3	36.4
事業費(億円)	27.0	10.6	39.3	53.0	20.0
工事費	25.1	8.9	35.5	51.1	17.4
用補費	0.0	0.0	—	0.0	—
その他	1.9	1.7	89.5	1.9	89.5

※用地取得率（面積ベース）は約 100%

【施工済みの内容】

- ・一部供用済み L=1.2km（西尾東 IC～高河原町交差点）

【事後評価に準ずるフォローアップ】

- ・車線数の増加により、混雑状況の改善が見られた。

2) 未着手
又は長期化の
理由

- ・完成予定年度に変更なし。

3) 今後の
事業進捗の見
込み

【阻害要因】

- ・大きな阻害要因はない。

【今後の見込み】

- ・2026 年度に整備が完了する予定である。

判定

A

A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。

B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）

- ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- ・これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。

C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

【理由】

- ・事業は順調であり、2026 年度の整備完了が見込まれる。

1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)の変化

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】
 ・交通量推計に用いたデータの変更、費用便益分析マニュアルの改訂
 【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】

区分		事前評価時 (基準年:2018年)	再評価 (基準年:2022年)	備考
費用 (億円)	事業費	21.1	46.2	
	維持管理費	1.8	2.6	
	合計(C)	22.9	48.8	
効果 (億円)	走行時間短縮便益	247.2	419.3	
	走行経費削減便益	16.5	33.9	
	交通事故減少便益	2.9	1.2	
	合計(B)	266.6	454.4	
	(参考) 計画交通量 算定要因 (台/日)	21,000	22,700	
費用対効果分析結果(B/C)		11.7	9.3	

※四捨五入により端数が合わない場合がある。

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】

・費用便益分析マニュアル(令和4年2月 国土交通省 道路局 都市局)

【変動要因の分析】

・事業費の見直しにより費用が増加したものの、計画交通量の見直しにより計画交通量が増えたため、便益が増加し、B/Cは依然として1.0を超えている。

2) 貨幣価値化困難な効果の变化

【事前評価時の状況】

- ・貨幣価値化困難な効果としては、「モノづくり拠点への定時性の確保」、「広域交通性の向上」、「主要な渋滞箇所の渋滞の緩和」、「広域的な防災機能の向上」がある。
- ・「貨幣価値化困難な効果 評価基準表」に基づき評価した評価値は0.92である。

達成目標(建設部方針)		評価対象の判断	評価項目	基準点	得点	
1 防得力	①地震・津波対策の強化 ②風水害・土砂災害対策の強化	◎	<input type="checkbox"/> a) 広域的な防災機能の向上が期待できる	MAX3	3	
			<input checked="" type="checkbox"/> 地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当する	3		
			<input type="checkbox"/> 緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業に該当する	2		
			<input type="checkbox"/> 緊急輸送道路へのアクセス強化に資する事業に該当する	1		
合計				3		
3 成長力	⑥国際競争力を強化する基盤整備	◎	<input type="checkbox"/> a) 物流の拠点となる空港・港湾(主要物流拠点)・モノづくり拠点への定時性の確保が期待できる	MAX3	2	
			<input type="checkbox"/> 主要物流拠点・モノづくり拠点へのアクセス道路の慢性的な混雑(混雑度125以上)を緩和する事業に該当する	3		
			<input checked="" type="checkbox"/> 主要物流拠点・生産拠点へのアクセス道路の混雑(混雑度10以上)を緩和する事業に該当する	2		
			<input type="checkbox"/> 主要物流拠点・生産拠点へのアクセス性の向上に資する道路事業に該当する	1		
			<input type="checkbox"/> b) 広域交通性の向上が期待できる	MAX3		
			<input checked="" type="checkbox"/> 高速道路・地域高規格道路・自動車専用道路へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	3		
	<input type="checkbox"/> 指定市・中核市・特別市へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	2				
	<input type="checkbox"/> 日常活動圏の中心都市へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	1				
	合計				6	
	◎	⑦人の交流を支え地域を活性化させる基盤整備	◎	<input type="checkbox"/> a) 主要な渋滞箇所の渋滞の緩和が期待できる	MAX3	3
<input checked="" type="checkbox"/> 渋滞対策プログラムに位置付けられた事業、または「緊急に対策の検討が必要な踏切」に係る事業に該当する				3		
<input type="checkbox"/> 環状道路の整備又は公共交通機関の利用促進(交通結節点・バス路線の渋滞緩和等)に資する事業に該当する				2		
<input type="checkbox"/> 渋滞損失時間の県内上位区間(県平均値以上)の区間における渋滞緩和に資する事業に該当する				1		
合計				3		
総合計				12	11	
評価値				0.92		

※道路・街路事業の事業評価マニュアル

(平成28年7月 愛知県建設部都市整備課・道路維持課・道路建設課)

【再評価時の状況】

- ・貨幣価値化困難な効果としては、「物流の拠点となる空港・港湾(主要物流拠点)・生産拠点への定時性の確保」、「広域交通性の向上」、「主要な渋滞箇所の渋滞の緩和」、「広域的な防災機能の向上」がある。
- ・「貨幣価値化困難な効果 評価基準表」に基づき評価した評価値は0.92である。

達成目標(社会資本整備方針)		評価対象の判断	評価項目	基準点	得点	
1 あいちの未来を つなぐ	①陸・海・空一体の国際競争力の強化	◎	<input type="checkbox"/> a) 物流の拠点となる空港・港湾(主要物流拠点)・生産拠点への定時性の確保が期待できる	MAX3	2	
			<input type="checkbox"/> 主要物流拠点・生産拠点へのアクセス道路の慢性的な混雑(混雑度125以上)を緩和する事業に該当する	3		
			<input checked="" type="checkbox"/> 主要物流拠点・生産拠点へのアクセス道路の混雑(混雑度10以上)を緩和する事業に該当する	2		
			<input type="checkbox"/> 主要物流拠点・生産拠点へのアクセス性の向上に資する道路事業に該当する	1		
			<input type="checkbox"/> b) 広域交通性の向上が期待できる	MAX3		
			<input checked="" type="checkbox"/> 高速特種線道路・地域高規格道路へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	3		
	<input type="checkbox"/> 指定市・中核市・特別市へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	2				
	<input type="checkbox"/> 日常活動圏の中心都市へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	1				
	合計				6	5
	◎	②地域の活性化	◎	<input type="checkbox"/> a) 主要な渋滞箇所の渋滞の緩和・沿道環境の改善が期待できる	MAX3	3
<input checked="" type="checkbox"/> 地域の主要渋滞箇所の渋滞緩和に資する事業、または踏切道改良促進法により指定された踏切の除却に係る事業に該当する				3		
<input type="checkbox"/> 環状道路の整備又は公共交通機関の利用促進(交通結節点・バス路線の渋滞緩和等)に資する事業に該当する				2		
<input type="checkbox"/> その他渋滞緩和に資する事業に該当する				1		
合計				3	3	
◎	③地震・津波対策 ④風水害対策	◎	<input type="checkbox"/> a) 広域的な防災機能の向上が期待できる	MAX3	3	
			<input checked="" type="checkbox"/> 地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当する	3		
			<input type="checkbox"/> 緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業に該当する	2		
			<input type="checkbox"/> 緊急輸送道路へのアクセス強化に資する事業に該当する	1		
合計				3	3	
総合計				12	11	
評価値				0.92		

	※道路・街路事業の事業評価マニュアル (令和4年3月 愛知県建設局道路維持課・道路建設課、都市・交通局都市基盤部都市整備課) 【変動要因の分析】 ・評価基準表により貨幣価値化困難な効果について検証した結果、評価値については0.6を超えている。	
判定	B	A：事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。 B：事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。 C：事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。
		【理由】 ・事業着手時に比べてB/Cは低下したものの依然として1.0を超えており、貨幣価値化困難な効果の評価値についても0.6を超えているため。
III 対応方針（案）		
継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容		
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・交通量（全車、大型車）、旅行速度、混雑度 ・事前評価時において、現場や占用物の状況などの施工条件を詳細に把握し、事業費に反映させることが重要であり、そのことを事後評価時に記載する。		
V 事業評価監視委員会の意見		
VI 対応方針		